



川口商工会議所
THE KAWAGUCHI CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY

が運営する労災一人親方協力会だから安心です
国営：第2種特別加入制度

《建設業版》一人親方等の労災保険

一人親方等の労災特別加入制度には、下記の条件を満たした方が加入できます

- 建設の事業(土木、建築、その他の工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊もしくは解体又はその準備の事業)に従事している方
- 【主な対象業種】 土木工事業 建築工事業 大工工事業 左官工事業 薦・土工工事業 電気工事業
電気通信工事業 管工事業 鉄筋工事業 舗装工事業 板金工事業 ガラス工事業 塗装工事業 防水工事業
内装仕上工事業 造園工事業 建具工事業 タイル・ブロック工事業 etc
- 労働者(アルバイト等を含む)を100日を超えて使用していない方
- 個人事業所においては、建設業に従事している代表者および家族従業員が加入できます。
また、法人においては、建設業に従事している代表者および役員の方が加入できます。
- 原則、事業所の所在地が埼玉県内にある方
事業所の所在地が県外にある者、また、詳細については担当までご連絡ください。
- 一人親方等は単独で労災保険に加入することができません。従って特別加入団体『川口商工会議所版／労災一人親方協力会』の会員になる必要がございます。
※『労災一人親方協力会』の加入にあたっては、川口商工会議所の会員事業所であることが必要です。
川口商工会議所年会費： 個人事業所 9,000円・法人事業所 15,000円

【保険給付の種類】

療養補償給付・療養給付	業務災害または通勤災害による傷病について、病院等で治療する場合
休業補償給付・休業給付	業務災害または通勤災害による傷病の療養のため労働することができない日が4日以上となった場合
障害保障給付・障害給付	[障害(補償)年金]業務災害または通勤災害による傷病が治った後に障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残った場合 [障害(補償)一時金]業務災害または通勤災害による傷病が治った後に障害等級第8級から第14級までに該当する障害が残った場合
傷病補償年金・傷病年金	業務災害または通勤災害による傷病が療養開始後1年6か月を経過した日または同日後において ①傷病が治っていないこと ②傷病による障害の程度が傷病等級に該当すること のいずれにも該当する場合

【例えば：希望する基礎給付日額3,500円の場合の労災保険料等】

合計労災保険料等 34,986円

- ◆労災保険料 **年額労災保険料 22,986円**
- ◆労災一人親方協力会会費 **年会費 12,000円 (1,000円/月)**
 ※保険料率は、全国一律：18/1000
 (保険料率は、3年毎に見直しがあります)
 ※希望する基礎給付日額一覧表は裏面参照
 ※労災保険料計算式
 希望する基礎給付日額×365日×18/1000



安全第一
SAFETY FIRST

川口商工会議所会員のメリット

1. 商工会議所会報誌「MOVE」等で事業所のPRができます。
2. 地域ごとに行っているブロック会議等で会員同士の交流が図れます。
3. 各種セミナー等で仕事に役立つ情報を得られます。
4. 仕事の上で困ったことがあったら、各種専門家に相談できます。
5. 「商工会議所会員プレート」を貼ることで、お客様に安心感を届けられます。

川口商工会議所労災一人親方協力会

〒332-8522
 川口市本町4-1-8 川口センタービル8階
 電話 048(228)2220 FAX 048(228)2221
 Email: kcci@kawaguchicci.or.jp